

令和4年(2022年)3月23日

姫路市長
清元 秀泰 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 小林 直樹

姫路市個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年2月18日付けで諮問のあった下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

(諮問事項)

「特定地（官民）の朱線を決めるのに、農区長と隣地所有者の立会いが必要でなく、特定地（民民）の境界確定の判決文で代わると成っている書面の箇所」の開示請求に対し、姫路市長が行なった不開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

審査請求人が令和3年9月29日付けで行った保有個人情報の開示請求に対し、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 本件審査請求の経過

(1) 開示請求

ア 審査請求人は、令和3年9月29日付けで、「特定地（官民）の朱線を決めるのに、農区長と隣地所有者の立会いが必要でなく、特定地（民民）の境界確定の判決文で代わると成っている書面の箇所」について、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、開示請求を行った。

イ 隣地所有者は、審査請求人の父であるが、既に死亡しているため、条例第14条第3項の規定により、審査請求人は、父の保有個人情報の開示請求を行うことができる者に該当する。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、令和3年10月22日付けで、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由として、条例第19条第2項により、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和3年12月27日付けで、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 特定地と市道〇〇号線及び水路敷との境界協定を締結するにあたり、隣接地の同意について市が作成した「姫路市公有財産と民有地等との境界協定事務取扱要領」には、隣接地所有者との立会をせずに境界確定判決をもって協定を締結できるとの記載はなく、理由書や指示書、経緯書などが無ければ今回の官民境界協定は成立しないため、必ず存在するはずである。

(2) 以上のことから、本件処分の取り消しを求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 道路総務課において、公有財産境界協定の締結に必要とする隣接地の同意を不要と

し、民有地同士の境界確定訴訟の判決を根拠に協定を締結したことは、事務取扱上の判断であることから、審査請求人が求める自己情報開示請求の対象となる個人情報には保有していない。

- (2) このため、開示請求に係る公文書は存在しないことを理由に、条例第19条第2項の規定により開示しない決定をした本件処分には、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は、理由が無いものとして棄却されるべきである。

5 審議会の判断

- (1) 開示請求に係る保有個人情報について

審査庁では、以下のとおり調査を行い、審査請求人が主張する判断基準を示す証拠書類が存在しないことを確認している。

ア 道路総務課の保管する特定地の公有財産境界協定申請書の綴（紙）を閲覧したが、該当する書類の存在は確認できなかった。

イ 道路総務課の共有ファイルシステムのデータ及び公有財産境界協定申請書の提出があった文書管理システムの保存文書を検索したが、該当する書類及び保存データの存在は確認できなかった。

ウ 道路総務課の担当職員及び当時の当該公有財産境界協定申請事務を担当した者に対する聞き取り調査を実施したが、該当する書類は作成していないとの回答であった。

エ 公有財産境界協定における事務取扱について、道路総務課が意思決定するにあたり、弁明書中「2 弁明の理由(1)イ」記載の文献をひとつの判断材料としたことは担当職員などへの聞き取りで確認されたが、この取扱は本市における事務取扱の問題であり、個人を識別することができる情報には当たらない。

- (2) 審査庁における再調査は合理的であり、その結果に矛盾はないことから、本件請求に対し、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由とした不開示決定処分に違法又は不当な点はなく、妥当であると認められる。

- (3) 審査請求人は、理由書や指示書、経緯書などが無ければ今回の官民境界協定は成立しないため、必ず存在するはずであると主張しているが、審査庁の調査の結果、実施機関が対象公文書を所持していると推測できる部分はなく、審査請求人の憶測に基づく主張であると認めざるを得ず、審査請求人の主張は採用できない。

- (4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のように判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和4年2月18日	—————	諮問書提出
令和4年3月 2日	令和3年度第3回審議会	諮問説明、口頭意見陳述 委員による審議
令和4年3月18日	令和3年度第4回審議会	委員による審議
令和4年3月23日	—————	答申